

電力・ガス・食料品等  
価格高騰緊急支援給付金



電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、国の給付金(1世帯当たり5万円)に市独自の給付金(1世帯当たり2万5千円)を上乗せし、「1世帯当たり合計7万5千円」を支給します。

令和4年度住民税非課税世帯

対象と思われる方へ、11月中旬に①確認書、②申請書、③支給のお知らせのいずれかを送付しています。③の場合、振込口座等に変更ない方は、手続き不要です。

《対象》 ※下記の全てに該当する世帯

- 9月30日時点で本市の住民基本台帳に記載されている世帯
- 令和4年度分の住民税が非課税の世帯(世帯構成員全員)※住民税が課税されている方の扶養者のみで構成されている世帯は対象外です。

《申請期限》

令和5年2月10日(金) ※当日消印有効

令和4年1月以降の家計急変世帯

令和4年度の住民税課税世帯で、令和4年1月以降に非課税世帯並みに予期せず収入が減少した世帯も給付金が申請できます。対象と思われる方は、「本人確認書類」「世帯全員の令和4年の収入額が確認できる書類」を持参し、下記窓口にお問い合わせください。

《対象》

- 令和4年1月から12月までに、予期せず収入が減少し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、住民税均等割非課税相当水準以下の世帯

《申請期限》

令和5年2月10日(金) ※当日消印有効

総務課 価格高騰緊急支援給付金担当  
☎47-1125 ☎42-4376

堆肥の補助は  
令和5年3月31日まで



堆肥の購入に対する補助金の交付を、令和5年3月31日(金)注文分で終了します。補助金の活用を希望する方は早めに堆肥を購入してください。

※ほ場への配達・散布を希望する方は、令和5年2月20日(月)までに注文してください。

《補助額》

- 10t未満…500円/t
- 10t以上…1,000円/t

《堆肥を購入できる方》

- 本市に農地を有する農業者、または農業者の団体

《堆肥の購入に関する問い合わせ》

- JA広島北部各支店
- JA広島北部営農総合センター

地域営農課 営農支援係  
☎お太助フォン 47-4021 ☎42-1003

狂犬病予防注射・注射済票取得  
は飼い主の義務です



犬の飼い主には、「飼い犬に狂犬病予防注射を年に1回接種すること」、「注射済票を飼い犬に装着させること」が法律で義務付けられています。

犬の健康上の理由などで注射できない場合を除き、接種しないまま飼育をしていると、20万円以下の罰金を科せられることがあります。

令和4年に接種させていない方は、12月31日(土)までに動物病院などで接種し、「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。

※市と連携する動物病院で予防注射を接種したときには、接種時に「予防注射済票」が交付されます。

※既に接種し「狂犬病予防注射済票」の交付を受けていない方は、「狂犬病予防注射済証」を用意し下記窓口で手続きをしてください。

社会環境課 環境生活係  
☎お太助フォン 42-1126 ☎47-1206

令和5年3月31日まで  
農業用施設等小規模災害復旧補助金



令和3年8月の大雨災害で被害を受けた農地や農業用施設などの小規模災害復旧補助事業が「令和5年3月31日(金)」で終了します。

申請済みの方で完了届を提出していない方は事業終了までに必ず提出してください。

《終了する補助対象》

- 農地・農業用施設、家屋裏山腹崩壊の土砂撤去
- 鳥獣害防護柵復旧

農林水産課 農林土木係  
☎お太助フォン 47-4022 ☎42-1003

後期高齢者医療制度  
交通事故などに遭ったら



交通事故など、第三者(加害者)の行為で病気やけがをした場合は、後期高齢者医療被保険者証で治療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療広域連合が医療費を一時的に立て替え、後日加害者に費用を請求します。第三者(加害者)から治療費を受け取ったり、示談を済ませると後期高齢者医療保険が使えなくなることがあります。示談前に必ず下記問い合わせへ相談してください。

※後期高齢者医療制度を使って治療を受けるときは届け出てください。

※医療機関受診時に、第三者の行為による受診であることを伝えてください。

交通事故以外で届け出が必要な事例

- 他人の飼い犬などにかまれてけがをしたとき
- 飲食店等で食中毒になったとき
- 傷害事件でけがをしたとき

保険医療課 医療保険年金係  
☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

接種費無料  
風しんの抗体検査・予防接種



対象の方は、これまで公的に予防接種を受ける機会がなかったため、他の世代に比べて風しんの抗体保有率が低く、感染するリスクが高くなっています。

妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群(眼や耳、心臓の障害)になる可能性があります。あなた自身と、これから生まれてくる子どもを守るために、風しん抗体検査と予防接種を受けてください。

対象者にはすでに無料クーポン券を送付しています。

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 男性
- 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方
- 過去に風しんの抗体検査や予防接種を受けていない方

《無料検査・接種期限》

令和7年3月31日(月)

健康長寿課 母子保健係  
☎お太助フォン 47-5633 ☎47-1282

子どもインフルエンザ  
接種費用一部助成



インフルエンザ感染予防と、子育て世代の経済的負担軽減のため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 接種日当日に本市に住所のある方
- 平成16年4月2日～令和4年8月1日生まれの方(生後6か月から接種できます)
- 接種1回当たり1,000円以上の自己負担があった方

《接種期限》 令和5年1月31日(火)

《助成金額》

1,000円/接種1回(1人2回まで)  
※申請後指定の口座に振り込みます。  
※2回接種予定の方は2回目接種後に申請してください。

《申請窓口》

- 健康長寿課 母子保健係
- 各支所窓口係

《申請時必要書類等》

- 申請書
- 保護者の口座番号がわかるもの
- 領収書(原本)
- インフルエンザ予防接種済証、または母子健康手帳など(領収書でインフルエンザ予防接種費用であることがわからない場合)

健康長寿課 母子保健係  
☎お太助フォン 47-5633 ☎47-1282

重複地番の解消作業を  
実施します



広島法務局では所有者の不動産に関する権利を保全し、取引の安全・円滑を図るため、山地番の地番変更を実施し、重複地番を解消します。

《実施区域》 美土里町…北、本郷

《地番変更方法》

原則、山地番にそれぞれ10000を加算します。  
例) 115番 ➡ 10115番

《実施日》

令和5年1月6日(金)  
※地番を変更した場合は、法務局から登記簿に記録されている所有者の住所(共有の場合は、そのうちの1人の住所)宛に地番変更通知書が送付されます。

広島法務局 民事行政部 不動産登記部門  
☎082-228-5127